

東京大学バイアウト制度実施要領第10条に基づく事務手続きについて

東京大学バイアウト制度実施要領第10条に基づく事務手続きにつきまして、下記のとおりとなります。貴部局において本実施要領に規定されている代行業務を行う場合は、下記の定めに従い、手続き等を実施頂きますよう、よろしくお願いたします。

記

1 基本的な考え方

本実施要領に規定されている代行業務を行う場合、代行に掛かる経費は、原則、実費で支払うものとし、以下に定める手続きにより行うものとする。

2 人員を雇用する場合

所属する部局において雇用手続きを行い、申請のあった研究費より給与等を支払うものとする。

3 本学所属ではない個人へ代行を依頼する場合

本学所属ではない個人へ本実施要領に規定されている代行業務を依頼する場合、代行に掛かる経費は、原則、「謝金事務取扱要領」に定める「諸謝金基準単価表」を用いて、支払うものとする。

4 本学以外の機関・団体へ代行を依頼する場合

本学以外の機関・団体へ本実施要領に規定されている代行業務を依頼する場合、代行に掛かる経費は、通常、役務業務を依頼する場合と同様の支払手続きを行い、支払うものとする。